

## グリーン調達基準 Ver.2

(原料、容器・包装材、委託品、購入製品編)

三洋化成工業株式会社  
RC推進本部  
購買本部

(2010年 4月)

## 目次

I) 改訂にあたって	・・・・・・ P. 2
II) レスポンシブル・ケア（RC）に関する経営方針	・・・・・・ P. 3
III) グリーン調達ガイドライン	・・・・・・ P. 4
IV) グリーン調達ガイドライン運用基準	・・・・・・ P. 5
含有判定のフローチャート	・・・・・・ P. 9

環境・化学物質管理調査票（原材料、容器・包装材、委託品、購入製品関係）

環境負荷物質含有調査表（様式－1）

特定重金属の含有量調査（様式－2）

納入品に含まれる化学物質に関する保証書（様式－3）

附属書 化学物質管理指針解説書Ver.2 / 環境負荷物質リストVer.2

## I) 改訂にあたって

化学産業は私たちの生活のあらゆる場面に役立つ製品や素材を提供しています。しかし、これらの化学製品やその原料となる化学物質は、取り扱い次第では環境や人間を含む生態系に著しい影響を与えるリスクがあります。このリスク（すなわち地球環境に対する化学物質の負荷）を最小化することが、化学産業の使命であり、循環型社会の構築につながると考えます。

当社は1996年からレスポンシブル・ケア（RC）活動に取り組み、また2009年からは加えてCSR活動を本格化しました。

RC活動は、化学物質の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって「環境・安全」の確保を図っていく自主活動であり、当社は化学企業として、RC活動を実践し、環境・安全に配慮した製品を提供していくことにより、循環型社会の実現を目指していきます。

そのためには、当社で環境管理・化学物質管理を行って環境負荷を低減していくことのみならず、お取引先様を含めサプライチェーン全体でこれを推進していくことが必要と考えます。

この考えのもと、お取引先様の協力を得て、より環境負荷を低減した製品を設計・提供し、また顧客により適切な製品情報を提供していくためグリーン調達基準を改訂しました。

今後、この改訂版グリーン調達基準に適合した調達を行っていきます。

一方で、近年、環境管理・化学物質管理に加えて、コンプライアンスや人権尊重など、CSRすなわち企業の社会的責任を積極的に果たす取り組みが、調達面でも求められるようになってきています。

そこで当社では、従来からある「グリーン調達基準」にCSRの実施事項を取り入れて「CSR調達基準」に進化させ、サプライチェーン全体でCSRを推進していく取り組みをスタートさせています。その第一歩として、今回のグリーン調達基準改訂とともに、新たに「サプライチェーンCSR調達ガイドライン」を制定しました。

当社は「グリーン調達基準」と「サプライチェーンCSR調達ガイドライン」を両輪として活動していきます。

お取引先様には一層のご理解とご協力をお願いいたします。

## Ⅱ) RCに関する経営方針

当社は、「企業を通じてよりよい社会を建設しよう」を社是に掲げ、この企業理念のもとに事業活動を行なっています。「環境・安全」においては、公害防止、保安防災、労働安全衛生、製品安全、および地球温暖化や生物多様性保全をはじめとする地球環境問題に自主性をもって積極的に取り組み、レスポンシブル・ケア活動を実践していきます。

1. 無事故・無災害の操業を継続し、地球環境との調和を図ることを経営の優先的重要課題とします。
2. 事業活動のあらゆる場面において、コンプライアンス（法令順守）に徹し、行政当局の施策や国際的な取り決めなどに協力します。
3. 製品の開発から、製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって、「環境・安全」の継続的改善に注力します。
4. 環境負荷の低減のため、製品の開発・生産にあたっては温暖化ガス排出削減・省エネルギー・省資源に努力し、またリサイクル化、廃棄物の減量、化学物質の排出量低減を推進します。
5. 顧客が満足し、安心して使用できる製品を供給することはもとより、製品安全に関する最新情報の収集に努め、これらの情報を顧客に提供します。
6. 関係行政当局、地域社会と環境保護活動に関してコミュニケーションを深めます。

1996年11月 1日制定

1999年 8月 6日改定

2006年 6月 2日改定

2009年11月30日改定

### Ⅲ) グリーン調達ガイドライン

#### <グリーン調達とは>

環境管理・化学物質管理を行っている取引先から、環境負荷のより少ない資材を調達していくことをいいます。

#### <目的>

第1条 環境に配慮した製品を市場に供するに際し、調達段階から環境負荷の少ない資材を調達するため本ガイドラインを制定します。

#### <適用範囲>

第2条 下記①、②の両方に適用します。

- ① 資材取引先（物品の購入先、委託先）
- ② 当社が調達する資材〔原料、容器・包装材、生産委託品、購入製品（以下調達品という）〕

#### <選定基準>

第3条 グリーン調達推進のため、当社が調達品を選定する際は、「品質・価格・納期・環境」の観点で総合的に判断することとします。

「環境」においては、下記①－③を判断材料とします。

- ① お取引先様の環境管理システム（EMS）の構築・運用状況
- ② お取引先様の化学物質管理システム（CMS）の構築・運用状況
- ③ お取引先様から購入させていただく調達品の含有化学物質情報（重大な環境負荷となる化学物質の不使用、不含有等を含む）

#### <取引先の選定基準>

第4条 環境管理システム（EMS）及び化学物質管理システム（CMS）を構築し、下記項目等について管理・改善しているお取引先様からの調達を優先します。

- ① 省エネ・地球温暖化防止
- ② 省資源活動、廃棄物削減
- ③ P R T R法対応など化学物質の排出管理
- ④ 大気・水域・土壌等への汚染防止
- ⑤ 製品における環境配慮の実施
- ⑥ 生物多様性への対応
- ⑦ 製品中に含有される化学物質の把握と管理
- ⑧ 化学物質に関する法令遵守及び顧客要求への対応
- ⑨ サプライチェーンへの化学物質管理の展開、グリーン調達の実施

#### <調達品の選定基準>

第5条 調達品（化学品においてはその容器・包装材を含む）について、当社「化学物質管理指針」に適合するものを購入します。

すなわち、調達品に含有される化学物質については、下記①－③に基づき判断します。

- ① 使用禁止物質を含有しないこと
- ② 使用削減物質の含有量が把握され、可能な限り低減されていること
- ③ 化学物質の組成と含有量を、不純物、微量成分まで把握し開示いただけること

#### <監査>

第6条 グリーン調達に関する調査に基づき、当社が必要と判断した場合、お取引先様に監査のお願いをさせていただくことがあります。

#### <運用>

第7条 このガイドラインの運用に当たり、第4条および第5条の選定基準に基づき、グリーン調達ガイドライン運用基準に具体的な手順・ルールを定めます。

#### <附則>

このガイドラインは、社会情勢の変化等により必要に応じ随時改訂します。

## IV) グリーン調達ガイドライン運用基準

グリーン調達推進のため、当社が調達品を選定する際は、「品質・価格・納期・環境」の観点で総合的に判断することとします。

「環境」においては、下記①～③を判断材料とします。

- ① お取引先様の環境管理システム（EMS）の構築・運用状況
- ② お取引先様の化学物質管理システム（CMS）の構築・運用状況
- ③ お取引先様から購入させていただく調達品の含有化学物質情報（重大な環境負荷となる化学物質の不使用、不含有等を含む）

### 1. お取引先様の評価について

#### ■お取引先様の評価方法

環境管理システム（EMS）及び化学物質管理システム（CMS）を構築し、ガイドラインで定める項目等について管理・改善されているお取引先様からの調達を優先します。

#### （1）環境管理システム

環境管理システムは、ISO14001、エコアクション2.1、他社からの環境認証のほか独自のシステムでも結構です。管理システムを構築し活動されていることを確認します。

#### （2）化学物質管理システム

原材料や製品に含有される化学物質を把握し、法令や顧客の禁止物質が製品中に含有されないことを確保するための化学物質管理システムを構築し、運用されているかどうかを評価します。

「グリーンパートナー制度」のように、顧客から化学物質管理に関する認定を受け取られているお取引先様は、管理システムが構築されていると判断します。取引等の関係で他社から認定等を受けていないお取引先様については、品質管理システムやグリーン調達の構築・運用状況から評価します。

#### ■評価の進め方

環境・化学物質管理調査票に自己採点していただき、当社に提出していただきます。結果に基づき当社で評価を行います。回答いただいた個々の内容およびその評価結果は、当社個人情報保護方針に従い当社の内部資料としてのみ使用し、外部に公表することはございません。

#### ■具体的な評価方法について

添付の「環境・化学物質管理調査票」で、環境管理と化学物質管理のそれぞれについて、管理システムに関する回答と、取組み状況に関する設問に自己評価していただき報告をお願いします。

環境管理と化学物質管理のそれぞれについて回答結果を点数化し、下表の基準で評価します。評価結果に応じ、定期的に調査を実施します。

評価結果に基づき、改善または監査をお願いする場合がございます。

評価ランク	点数	評価	備考
AA	90-100	管理システム優秀	} 2年以内に1回調査します
A	80以上 90未満	管理システム良好	
B	50以上 80未満	管理システム要レベルアップ	
C	50未満	管理システム要構築	

### 2. 調達品の評価について

#### ■評価方法

- ・ お取引先様には、MSDSおよび環境負荷物質含有調査表（様式-1）、特定重金属含有量調査表（様式-2）及び「納入品に含まれる化学物質に関する保証書」（様式-3）により調達品の成分を開示いただき、環境負荷物質の含有量報告および/または不含有の保証をしていただきます。
- ・ また、材料や工程の変更等で内容に変更が生じる場合には事前に書面で連絡いただきます。
- ・ 回答いただいた結果に基づき当社で評価を行います。

#### 評価の進め方

- ・ 当社「化学物質管理指針」で定める「使用禁止物質」(レベル1)、「使用削減物質」(レベル2)を「環境負荷物質」と定義し、調達品にこれら環境負荷物質が含有されるかどうかを調査いただき報告をお願い致します。また、記載内容に変更が生じる場合には事前に報告をお願い致します。
- ・ 調達品が化学品(当社にとっての原料、製品)である場合、環境負荷物質のうち、カドミウム、鉛、水銀、6価クロムについては、可能な限り含有量の実測値を報告いただくようお願いいたします。含有量の実測については、毎年報告いただくことは考えていませんが、当社のお客様のご要望等により測定をお願いをする場合がございます。
- ・ 調達品にRoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令[2000/95/EU])規制物質が含まれないことについて保証いただくことをお願いします。また、貴社事業所内でのRoHS規制物質の使用履歴を調査いただき報告をお願いします。
- ・ 回答いただいた個々の内容およびその評価結果は、当社個人情報保護方針に従い当社の内部資料としてのみ使用し、外部に公表することはございません。評価結果に基づき改善をお願いをする場合がございます。

#### 記入に際しての注意事項

- 1) 「環境負荷物質の含有調査 回答表」(様式-1)と「特定重金属の含有量調査回答表」(様式-2)は、調達品毎に作成し提出してください。
- 2) 「納入品に含まれる化学物質に関する保証書」(様式-3)については、製造工場単位で提出をお願いします。
- 3) 記入責任者は、環境部門または品質部門の長の方としてください。
- 4) 含有の判定はP. 9の【含有判定のフローチャート】に従い判断してください。
- 5) 「環境負荷物質の含有調査 回答表」(様式-1)について
  - ・ 調達品(化学品[当社にとっての原料、製品]についてはその容器・包装材を含む)について、含有調査結果を記入してください。調査結果がフローチャートの(3)または(4)に該当する場合、<含有状況表>に含有量(理論値、推定値でも可)ほか必要事項を記載してください。
  - ・ 容器・包装材(化学品の容器・包装材も含む)については、その構成部品(部材)について含有の有無を調査願います。調査結果がフローチャートの(3)または(4)に該当する場合、<含有状況表>にその部品(部材)名と含有量(理論値、推定値でも可)ほか必要事項を記入してください。
- 6) 「特定重金属の含有量調査 回答表」(様式-2)について
  - ・ 調達品が化学品(当社にとっての原料、製品)である場合は、その化学品について、「環境負荷物質の含有調査 回答表」(様式-1)の結果に関わらず、可能な限り特定重金属(カドミウム、鉛、水銀、6価クロム)の含有量実測値ほか必要事項を[ ]項に記入してください。含有量が極微量の場合には、ICPや原子吸光法など微量分析が可能な方法で分析をお願いします。実測値がない場合、計算値、推定値でも結構です。
  - ・ この回答書でお答えいただいた数値は、あくまで実測値の一例として取扱い、規格や保証値とするものではありません。
- 7) 「納入品に含まれる化学物質に関する保証書」(様式-3)について
  - ・ 調達品が化学品(当社にとっての原料、製品)である場合は、その化学品について、RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令[2000/95/EU])の規制物質の含有量が閾値未満であることを保証してください。表-2に保証いただける品目を、表-3に保証いただけない品目とその理由を記載してください。

- ・ また、貴社事業所内でのR o H S規制物質使用履歴を選択肢から選んで報告してください。生産に当たり原材料として使用するかどうかで判断してください。また、全廃の(予定)時期、廃止計画の有無についても記載してください。

### 3. その他

- ・ 環境負荷物質は、法規制や社会情勢、技術動向の変化により随時見直しし、改訂します。
- ・ 環境・化学物質管理調査票および環境負荷物質の含有調査の結果に基づき改善のお願いをする場合があります。
- ・ 当社のお客様より、当社の管理指針よりも厳しい管理を要求された場合には、別途お客様の要求に応じたお願いをする場合があります。
- ・ 本件についてのご質問、お問合せは下記にお願いします。

#### 本基準書についてのお問合せ先

三洋化成工業株式会社	
生産技術本部	RCグループ
Eメール	rc-group@sanyo-chemical.com
F A X	075-531-2139
T E L	075-541-6374



## 【用語の解説】

### 1) 環境負荷物質

当社「化学物質管理指針」に基づき、当社が調達する原材料等について含有状況（不使用、不含有等）を把握する必要があると判断した化学物質（群）。

### 2) 特定重金属

EU等で厳しい管理を求められる、カドミウム、鉛、水銀、6価クロムの4種。

### 3) 意図的使用

製品に一定の特性、性能、外観、品質を備えるために、製品製造工程中で環境負荷物質を含有する原材料（触媒、溶剤、処理剤、助剤、添加剤等を含む）として意図して添加、混合することをいう。

### 4) 意図的生成

製品に一定の特性、性能、外観、品質を備えるために、製品製造工程中で化学反応により意図して環境負荷物質を生成させることをいう。

### 5) 混入

製品に一定の特性、性能、外観、品質を備える目的ではなく、下記の理由等で意図的ではなく製品中に環境負荷物質を含有することをいう。

- ① 原材料中の不純物
- ② 製造装置、加工装置等、装置類や配管、容器類と接触することで含有
- ③ 装置の共用による他の製造物とのコンタミネーション

### 6) 副生

製品製造時に該製品の目的外の物質として環境負荷物質が生成されること。

### 7) 化学物質管理

事業活動で取り扱う化学物質を、それぞれの取り扱い工程や製品、廃棄物などの段階で把握し、含有や排出について管理を行うことをいう。近年、欧州の化学物質規制遵守などのため、製品に含有される化学物質について厳しい管理が求められるようになった。

製品含有化学物質管理に関しては、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）がガイドラインを示しており、これに沿った管理が求められるようになってきた。

本基準書でいう化学物質管理システム（CMS）は、製品含有化学物質管理のことを指す。

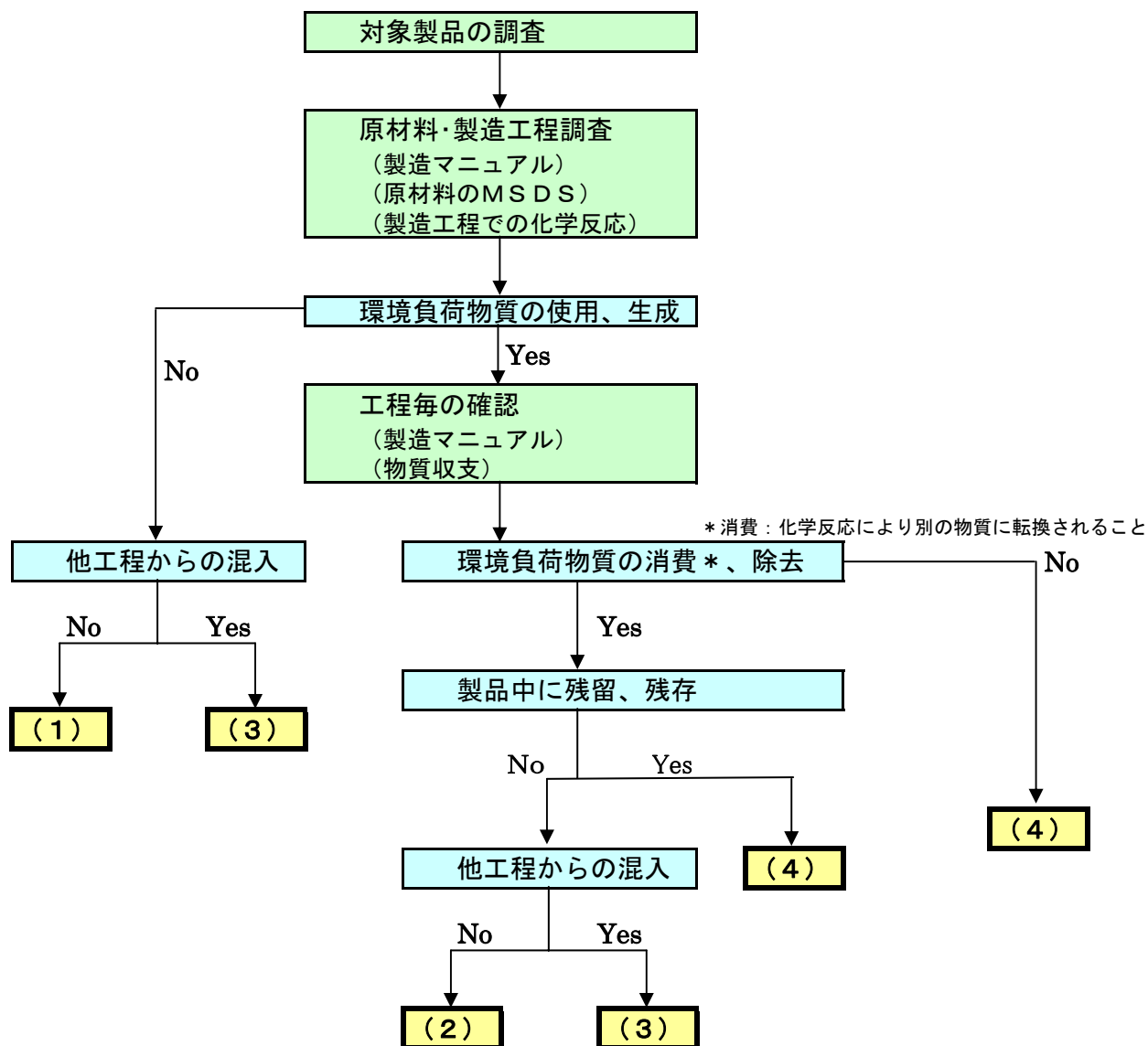
### 8) グリーンパートナー

電機系企業等では、原材料、部品の段階から製品出荷までの全てのプロセスにおいて、製品に含まれる化学物質の管理を行うため、部品・材料における環境管理物質（環境負荷の大きな化学物質等）の管理基準を定め、使用禁止や削減を図る環境管理物質とその用途を明示して取引先に要求している。この要求を満足するための体制や運用ができているかを、取引先の現地監査などで確認し、合格と判定したところをパートナーとして認定書を発行し、取引している。パートナー認定は更新監査により定期的に更新される。ソニーの「グリーンパートナー制度」が代表的。

## グリーン調達基準書の改訂

改訂履歴	制定	2005年7月11日	
	改訂	2010年4月2日	Ver. 2

【含有判定のフローチャート】



(含有の判定結果)

(1)	含有しない（意図的使用または意図的生成がなく、かつ混入・副生がないと考えられる）。
(2)	意図的使用または意図的生成はあるが、蒸留やろ過、化学反応等工程で除去されたり別の化学物質に変換されたりして、製品中には残存しないと考えられる。
(3)	製品中に意図的に含有しないが、非意図的な混入・副生があり製品中に残存すると把握している。 (混入の経路は特定できないが、実測値が検出限界以上であった場合を含む)
(4)	意図的に使用し製品中に含有している、または化学反応で意図的に生成させており製品中に含有している。

三洋化成工業株式会社 宛

内に記入または にチェックを入れてください

### 環境負荷物質の含有調査 回答表

対象製品名	
メーカー名	

三洋化成使用欄
---------

上記対象製品(化学品においてはその容器・包装材を含む)について、環境負荷物質リストVer.2 別表-1に記載の物質の含有調査結果を下記のように回答します。

チェック欄	調査結果
1 <input type="checkbox"/>	含有しない(意図的使用または意図的生成がなく、かつ混入・副生がないと考えられる)。
2 <input type="checkbox"/>	意図的使用または意図的生成はあるが、蒸留やろ過、化学反応等工程中で除去されたり別の化学物質に変換されたりして、製品中には残存しないと考えられる。
3 <input type="checkbox"/>	製品中に意図的に含有しないが、非意図的な混入・副生があり製品中に残存すると把握している。
4 <input type="checkbox"/>	

} 下記含有状況表に該当事項を記入してください。

#### <含有状況表>

含有状況	物質No	物質名	含有部位	含有量	単位	分析法	検出限界	備考
(例) 3	V21-085	ベンゼン	化学品中	100	ppm	1	5ppm	

- ① 含有状況は、チェック欄の数字を記入してください。
- ② 物質No、物質名は、別表-1 記載の物質No、物質名を記載してください。
- ③ 含有部位は、対象製品のどこに含有されるかを記載してください。(例: 化学品中、ドラム缶塗料、ラベル接着剤 等)
- ④ 含有量および単位(%、ppm等)を記入してください。実測していない場合は推定値または理論値でも結構です。
- ⑤ 実測した場合、その分析方法を下記から選んで番号を記入してください。
 

1 ガスクロマトグラフィー (GC)	4 X線解析
2 ICP	5 液体クロマトグラフィー (LC)
3 原子吸光 (AA)	6 その他(備考欄に具体的に記入してください)
- ⑥ 実測した場合、検出限界を記入してください。
- ⑦ その他特記事項があれば記載してください。

当該対象製品(化学品についてはその容器・包装材を含む)は、上記<含有状況表>に記載するものを除き、環境負荷物質リストVer.2 別表-1 記載の物質を含有していないことを保証します。  
また、材料や工程の変更等で本回答書の内容に変更が生じる場合には事前に書面で報告します。

貴社名	:	
部署名	:	
責任者名	:	印
TEL	:	
FAX	:	
E-Mail	:	

(様式-2)

三洋化成工業株式会社 宛

年 月 日

内を記入してください

### 特定重金属の含有量調査 回答表

調達品名	
メーカー名	

三洋化成使用欄
---------

上記調達品について、環境負荷物質リストVer.2 別表-2に記載の特定重金属の含有量調査結果を、下記のように回答します。

#### [ I ] 含有量測定結果(化学品)

物質No	物質名	含有量	単位	分析法	検出限界	備考
V21-088	カドミウム					
V22-004	鉛					
V21-089	水銀					
V21-086	6価クロム (下記⑤参照)					

\* 調達品が化学品の場合、(様式-1)での調査結果に関わらず、含有量を金属分として記入してください。

\* 調達品が容器・包装材の場合は、本回答書の提出は不要です。

- ① 含有量および単位(%、ppm等)を記入してください。
- ② 定量値が検出限界以下の場合、NDとは記さずに、検出限界が0.10ppmならば例えば「0.10ppm>」のように記載してください。
- ③ 分析法は下記から選んで番号を記入してください。
 

1 ICP	4 イオンクロマトグラフィー
2 原子吸光 (AA)	5 比色法
3 X線解析	6 その他(備考欄に具体的に記入してください)
- ④ 実測した場合、検出限界を記入してください。  
原材料等からの計算値や推定値の場合、その旨を備考欄に記入してください。
- ⑤ 意図的に含有せず6価クロムの測定が難しい場合、総クロムで測定しても可。その場合は備考欄に「総クロム」と記載してください。
- ⑥ その他特記事項があれば備考欄に記入してください。

貴社名	:	
部署名	:	
責任者名	:	印
TEL	:	
FAX	:	
E-Mail	:	

(2010.7.12改訂)

(様式-3)

三洋化成工業株式会社 御中

## 納入品に含まれる化学物質に関する保証書

年月日: \_\_\_\_\_  
会社名: \_\_\_\_\_  
責任者: \_\_\_\_\_  
部署: \_\_\_\_\_  
役職: \_\_\_\_\_  
氏名: \_\_\_\_\_ 印

1. 当社は、貴社に納入する納入品(表-2)中に、表-1に記載されるRoHS規制化学物質が含まれないことを保証します。  
なお、上記にいう「含まれないこと」とは、各納入品における各対象化学物質の意図的使用がなく、かつ含有濃度が表-1記載の閾値未満であることをいいます。

表-1: 対象化学物質およびその閾値 [ RoHS指令(2002/95/EC) \* ]

\* 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令

対象化学物質	閾値
カドミウムおよびその化合物	100 ppm
鉛およびその化合物	1,000 ppm
水銀およびその化合物	1,000 ppm
六価クロム化合物	1,000 ppm
PBB	1,000 ppm
PBDE	1,000 ppm

PBB: ポリ臭素化ビフェニル  
PBDE: ポリ臭素化ジフェニルエーテル

表-2: 保証いただける納入品

--

2. 上記保証ができない納入品は表-3の通りです。

表-3: 保証いただけない納入品

品目	理由

3. RoHS規制物質の当社事業所内での使用履歴は以下の通りです。

対象化学物質	使用履歴*	全廃(予定)時期	廃止計画の有無
カドミウムおよびその化合物		年 月	有り・無
鉛およびその化合物		年 月	有り・無
水銀およびその化合物		年 月	有り・無
六価クロム化合物		年 月	有り・無
PBB		年 月	有り・無
PBDE		年 月	有り・無

使用履歴 \* 1: 現在も使用している 3: 使用したことがない  
2: 過去に使用していたが全廃した 4: 把握していない

以上

### 環境・化学物質管理調査票(原料、容器・包装材、委託品、購入製品関係)

内を記入してください。コンボボックスは選択肢の中から選択してください。

会社名、事業所		回答年月日	
回答者	部署名		
	役職	ご氏名	
	連絡先	E-Mail	TEL

1. 環境マネジメントシステム(EMS)、化学物質管理システム(CMS)、品質マネジメントシステム(QMS)、グリーン調達 の状況

管理システムの状況	開始時期
EMS *1	
CMS *2	
認定会社	
QMS	
グリーン調達	

\*1 ISO14001以外の主なEMS:エコアクション21、KES(京のアジェンダ21フォーラム)など

\*2 Sonyグリーンパートナーのほか、電機系企業等がグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)様式のチェック項目をもとに、自社基準を設けて調達先の化学物質管理状況を監査し認定している。禁止物質が製品に含有されないことを保証する社内体制を整え運用していることが求められる。  
JGPSSI URL <http://www.jgpssi.jp/>

2. 下記設問に、5点評価で評価点を記入してください。

目安:(5:取り組んでおりほぼ実践している、3:取り組んでいるが十分でない、1:これから取り組む、0:非該当)

No	設問	回答
①	地球温暖化防止、省エネルギー活動に取り組んでいる	
②	省資源、廃棄物削減、リサイクル向上に取り組んでいる	
③	PRTR法等に基づき化学物質の排出・移動量を把握し低減に取り組んでいる	
④	大気、水質、土壌等への汚染防止に取り組んでいる	
⑤	生物多様性に資する活動に取り組んでいる	
⑥	環境負荷低減に配慮した製品を開発、提供している	
⑦	化学物質に関する法規制の内容を把握し、遵守している	
⑧	当社を含め、顧客の環境要求(EMSの構築、禁止・削減物質の含有禁止等)を把握し管理している	
⑨	化学物質に関し、自社の管理基準(使用禁止、削減、管理など)を定めている	
⑩	調達先、外注先に自社の管理基準や顧客要求を提示している	
⑪	原材料の含有化学物質情報を調達先から入手し、自社及び顧客の要求に適合することを確認している	
⑫	調達先、外注先の化学物質管理の体制や運用状況を評価している	
⑬	製品製造時、充填時に汚染・混入防止措置をとっている	
⑭	原材料、製造工程、製造場所・設備を変更する場合、顧客に連絡する手順を定めている	
⑮	不具合が生じた場合、当該ロットに使用した原料ロット、工程、出荷先などのトレースが可能である	
⑯	含有化学物質に関し不適合が判明した場合、顧客に連絡する手順を定めている	
⑰	製品に含まれる化学物質の組成と含有量を、不純物、微量成分まで把握・管理している	
⑱	製品が顧客の化学物質管理要求に適合していることを確認している	
⑲	含有化学物質にかかる問合せ窓口があり、依頼に対し遅滞なく提出できる	
⑳	化学物質管理にかかる自社基準・顧客要求などを従業員に教育している	

3. RoHS規制物質の使用状況

RoHS規制物質 : カドミウム、鉛、水銀、6価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)

RoHS指令禁止物質を工場内で		使用物質名	
取扱いがある場合、全廃計画や混入防止策について具体的に記入してください			

設問は以上です。

<評価結果>

	環境管理	化学物質管理
評価ポイント	#DIV/0!	#DIV/0!
評価ランク	#DIV/0!	#DIV/0!

ランク	ポイント	評価
AA	90-100	管理システム優秀
A	80-90	管理システム良好
B	50-80	管理システム要レベルアップ
C	50未満	管理システム要構築

【三洋化成使用欄】

--

'10-07-12作成